

とくしま流域水管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 流域水管理計画（以下、計画という）の策定及び推進等にあたり、専門的見地から、より計画的かつ実効性のある計画とするため、「とくしま流域水管理委員会」（以下、委員会という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見・助言を行い、取組を推進するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の進捗に関すること
- (3) 計画の点検及び見直しに関すること

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は徳島県知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長をおき、委員長は委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は、必要に応じ委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、行動計画の点検を行うため、委員のうちから指名する者を招集し、委員会を開催することができる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、県土整備部河川政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年11月20日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和元年11月30日までの間に任命される委員の任期は、第3条3項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(別表)

五十音順

氏 名	職	備 考
池辺 友香子	いけべ建築設計室	土地利用
岩浅 広	那賀川工業用水利水者協議会	工業用水
金井 純子	徳島大学大学院 准教授	防災
武田 由佳梨	特定非営利活動法人 日本防災士会徳島県支部	地域防災
田村 隆雄	徳島大学大学院 准教授	森林水文、小水力発電
藤原 奈々		公募
松家 茉莉子		公募
松重 摩耶	徳島大学 助教	環境教育、防災教育
三好 真千	徳島文理大学 講師	水環境、生態系
武藤 裕則	徳島大学 副理事	河川工学